

令和7年度東京都訪問看護教育ステーション事業受託事業者公募要領

令和7年4月1日6福祉高在第1622号

1 事業名

東京都訪問看護教育ステーション事業

2 事業概要

(1) 目的

この事業は、東京都訪問看護教育ステーション（以下「教育ステーション」という。）を設置し、身近な地域において、訪問看護に関心のある看護職に対する訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の訪問看護師（訪問看護に従事する看護師をいう。以下同じ。）等の個々に有する知識・経験等に応じた実践的な研修・指導及び助言が受けられる仕組みを整備することにより、訪問看護への就業意欲を喚起するとともに、訪問看護師の確保・育成・定着を図ることを目的としています。

(2) 事業内容

教育ステーションは東京都（以下「都」という。）からの委託を受け、以下の事業を行います。アからウ及びカの事業は必須の業務とし、エ及びオについては任意の業務とします。また、事業実施にあたって、事業内容や効果等についてのアンケート調査、ヒアリング、報告等にご協力いただきます。なお、事業内容については令和7年度以降変更となる場合があります。

ア 訪問看護ステーション体験・研修の実施【必須業務】

訪問看護に関心がある看護職を対象とし、訪問看護ステーションに関するオリエンテーション、カンファレンスや勉強会等への参加、同行訪問、手技演習等、体験・研修希望者の有する看護等の経験、知識、技術に応じた実践的な研修を実施します。

短期研修：1日から5日程度の期間。年度内に原則10日以上実施する。

長期研修：11日から20日程度の期間。受講の希望があった場合に実施する。

イ 勉強会等【必須業務】

訪問看護師の育成や定着、地域の医療・介護関係者の連携強化、地域住民に対する在宅療養等の普及啓発等を目的として、勉強会等を実施します。年度内に1回以上実施します。

ウ 地域の訪問看護師の確保・育成・定着のための取組【必須業務】

地域の訪問看護ステーション（開設前含む）からの、訪問看護師の確保・育成・定着に関する相談及び訪問看護業務に関する悩みや不安等の相談に対して、助言及び情報提

供を行います。

なお、職業あっせん業務は禁止されているため、職業あっせんは東京都ナースプラザへの引継ぎを行います。

エ 医療機関等との相互研修の実施【任意業務】

地域の医療機関等と協同し、医療機関等における訪問看護師に対する研修及び教育ステーションにおける医療機関等に所属する看護職に対する研修を実施します。教育ステーションは相互研修を実施する医療機関等を選定し、実施方法や研修内容について調整を行い、二次医療圏を目安として圏域内の訪問看護ステーションに対して相互研修の実施について広報し、受講者を募集します。

オ 訪問看護師交流会【任意業務】

訪問看護師等が日々の業務で抱える悩みに対して、経験豊富な訪問看護師からの助言の実施、又は地域における訪問看護師同士のネットワークの構築を目的として交流会を実施します。

カ 広報等【必須業務】

教育ステーション事業の実施について、自事業所のホームページでの案内や地域の関係機関に対して広報を行います。

3 今回募集する教育ステーション数

都内4か所程度

(現在指定している18か所の教育ステーションが所在する自治体を除く地域を基本とします。既存の教育ステーションの所在地は、東京都福祉局のホームページでご確認ください。)

4 令和7年度の事業費

1 教育ステーションあたり上限 1,200,000円(税込)

5 応募要件(基準日:令和7年4月1日時点)

(1) 必須要件

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定を受けた者であること。

イ 教育ステーションの指定を受けようとする訪問看護ステーションが都内に所在すること

ウ 指導者として訪問看護認定看護師、地域看護専門看護師若しくは在宅看護専門看護師又は訪問看護の人材育成の経験を有する管理者(※)がいること。

エ 都が実施した立入検査において、本事業の実施の妨げになる重大な指摘等を受け、改善されていないと認められる訪問看護ステーションではないこと。

※ 訪問看護の人材育成の経験を有する管理者とは、ステーション内において人材育成の経験を有する、ステーション外の活動として研修講師等の実績がある方等。

（2）推獎要件

- ア 常勤で５名以上の看護職員を雇用していること（常勤換算ではない。）
イ 緊急時訪問看護加算の届出をしていること
ウ 在宅看取り件数が年間１０件以上あること
（原則として令和６年１月１日から同年１２月３１日までの間）
エ 連携医療機関が複数あること
オ 専門領域に特化した事業所ではないこと

6 教育ステーションとしての指定期間

今回の公募において教育ステーションに選定された場合は、指定日から令和9年3月31日までとする予定です。

7 委託契約に係る手続き

指定を受けた事業者は、以下のとおり、都と事業の実施に係る契約を締結するものとします。委託契約については、年度ごとに締結します。

(1) 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(2) 委託料

本事業の委託料は、都の予算の範囲内において、原則、提出された予算計画書の金額を上限とし、委託契約期間満了後、実績に基づいて算定した確定額により委託料を支払います。

(3) 事業実施に当たっての主な参考単価と経費の計算方法等

- ア 訪問看護ステーション体験・研修の実施【必須業務】

以下の単価金額を上限として経費を実績払い

- ・受入指導謝礼：2,000円（研修生1人につき1日毎）
- ・指導謝礼（看護職）：13,550円（研修生1人につき1日毎）
- ・指導謝礼（施設代表）：20,000円（研修生1人毎）
- ・資料代：735円
- ・案内通知費：290円
- ・保険料加入費：実費額

- イ 勉強会等【必須業務】

- ・内部職員等の講師：給与等を時給換算して人件費を算出
- ・外部講師：看護職 9, 500円／時間 看護管理者 10, 500円／時間
医師 13, 700円／時間

(上記に抛り難い場合は都の承認を経て50,000円まで)

ウ 地域の訪問看護師の確保・育成・定着のための取組【必須業務】

相談対応者の時給単価(時給換算)×対応時間数

エ 医療機関等との相互研修の実施【任意業務】

医療機関への謝礼金

・受入謝礼：10,000円から15,000円(研修生1人につき1日毎)

・事前打合せ：5,000円(1日あたり)

・実施後の意見交換会：10,000円から30,000円(1回あたり)

教育ステーションへの受入については、アの体験・研修と同単価

オ 訪問看護師交流会【任意業務】

イ勉強会等と同単価

カ 物品の購入等について

事業実施に係る研修機材等は実費額を計上することができます。ただし、税込10万円以上のものは購入できません。

8 応募方法

(1) 以下のアドレスのLoGoフォームより基本情報の入力及び書類の提出をしてください。

応募アドレス：<https://logoform.jp/form/tmgform/976518>



(2) 提出書類

ア 令和7年度教育ステーション受託事業者への応募について(かがみ文)

イ 令和7年度教育ステーション事業応募理由及び実施計画書

ウ 令和7年度教育ステーション事業実施スケジュール

エ 令和7年度教育ステーション予算計画書

※ アのかがみ文は、代表者印を押印したものを下記11の担当宛てに郵送してください。

それ以外の書類は上記の応募アドレスのフォームにて提出してください。

※ 提出書類の様式は、東京都福祉局のホームページにおいてダウンロードできます。

(3) 提出期限

令和7年5月15日(木曜日)

9 審査基準等

選定委員会では、事業者の業務遂行能力、事業の活用促進に向けた取組、地域における展開能力等の観点から審査を行います。重視する主な項目は以下のとおりです。なお、新たに指定するステーションは、都内に均衡に配置されるよう、現在の教育ステーションの配置状況に鑑み、すでに配置のある区市を除く地域を基本とします。

- (1) 事業の趣旨を理解しているか
- (2) 職員の育成・定着に関する方針や目標、計画が定められているか
- (3) 当該委託業務を遂行するに必要な人員及び指導者等の体制が確保されているか
- (4) 当該委託業務の実施に関するノウハウ、実績を有しているか
- (5) 当該委託業務以外に、外部生を対象とした体験の受入や研修を実施しているか
- (6) 事業の周知・募集方法等が具体的かつ効果的なものとなっているか
- (7) 訪問看護ステーションでの職務体験や勉強会等の各事業が円滑に進むようなスケジュールとなっているか
- (8) 地域において他機関・他職種との連携を深めるための取組を実施しているか
- (9) 管理経費及び研修経費の額は適切か

10 公募説明会について

日時：令和7年4月24日（木曜日） 午後1時30分から オンライン開催

詳細：東京都福祉局の訪問看護推進総合事業のホームページをご覧ください。

※ 応募に際して説明会への参加は必須ではありませんが、可能な限りご参加ください。

11 担当及び問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課 介護医療連携推進担当

電話03（5000）7560

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。